

A large red circle graphic is positioned in the upper right quadrant of the page, partially overlapping the main title text.

日本酒輸出 ハンドブック

—香港編—

ジェトロ 農林水産・食品部
国税庁 酒税課

はじめに

『日本酒輸出ハンドブック－香港編－』は、これから日本酒の輸出を始める方を対象に、香港への輸出に必要な情報をコンパクトにまとめたものです。

本編は、現地市場の状況を知るための「マーケット情報」、香港に輸出する際に知っておくべき現地規則や流通イメージを得るための「輸出の留意点」の2部から構成されています。

さらに、初めて輸出をする方からよく聞かれる質問をまとめた「よくある輸出のQ&A」、日本国内の輸出業者、現地輸入業者をみつけるためのアドバイスとして「輸出のヒント」を盛り込みました。

2017年の日本酒の輸出は、金額、数量ともに過去最高を記録した前年をさらに上回る結果となりました。輸出額は186億7,900万円。香港は輸出相手先2位（27億9,900万円）となっており、近年増加傾向にあります。

本ハンドブックが、香港向け日本酒輸出関係者の一助となれば幸いです。

2018年3月

ジェトロ 農林水産・食品部
国税庁 酒税課

Contents

香港の日本酒マーケット 1

- Q どのくらいの日本酒が香港に輸出されているのですか。
- Q 香港の日本酒の取り扱い状況を教えてください。
- Q 香港で人気のある日本酒を教えてください。

香港向け輸出の留意点 7

- Q 香港の小売店と直接取引はできますか。
- Q ラベルなどの表示に決まりはありますか。
- Q 日本から香港の小売店に届くまでには何日くらいかかりますか。
- Q 現地での輸入手続きと輸出者として留意すべき事項があれば教えてください。
- Q 輸入関税、その他諸税について教えてください。

よくある輸出のQ&A 17

輸出のヒント 27



香港の
日本酒
マーケット

基本データ

| | |
|--------|--|
| 人口 | 737万人(2016年末)(出所:香港政府統計処) |
| 在留邦人 | 26,642人(2016年10月1日時点) 出所:外務省「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」 |
| 日系経済団体 | 香港日本人商工会議所 664社 (2017年5月17日現在) |
| | 香港日本人倶楽部 法人406社、個人2,465名 (2007年1月12日現在) |
| 宗教 | 仏教、道教、キリスト教 |
| 言語 | 中国語(一般的には広東語が多い)と英語 |
| 公用語 | 中国語と英語 |

日本からの 農林水産物・ 食品の輸出

香港が第1位

| 順位 | 国・地域 | 2016年 (100万円) | 2017年 (100万円) | 前年比 (%) |
|----|------------------|------------------|------------------|------------|
| — | 農林水産物・食品 輸出合計 | 750,214 | 807,267 | +7.6% |
| 1 | 香港 | 185,300 | 187,686 | +1.3% |
| 2 | 米国 | 104,461 | 111,549 | +6.8% |
| 3 | 中国 | 89,872 | 100,814 | +12.2% |
| 4 | 台湾 | 93,080 | 83,783 | △10.0% |
| 5 | 韓国 | 51,126 | 59,674 | +16.7% |

日本の香港向け 農林水産物・食品 輸出の 主要品目

アルコール飲料
は第7位

| | 2016年 | 2017年 |
|----|-------------------|-------------------|
| 1 | 真珠 242億円 | 真珠 269億円 |
| 2 | 乾燥なまこ 180億円 | 乾燥なまこ 203億円 |
| 3 | たばこ 82億円 | たばこ 92億円 |
| 4 | 菓子(米菓を除く) 63億円 | 菓子(米菓を除く) 56億円 |
| 5 | 貝柱(調製) 47億円 | 清涼飲料水 51億円 |
| 6 | アルコール飲料 43億円 | 牛肉 48億円 |
| 7 | 牛肉 40億円 | アルコール飲料 48億円 |
| 8 | ホタテ 39億円 | 貝柱(調製) 44億円 |
| 9 | 清涼飲料水 36億円 | ホタテ 39億円 |
| 10 | 小麦粉 35億円 | 小麦粉 35億円 |

Q

どのくらいの日本酒が香港に輸出されているのですか。

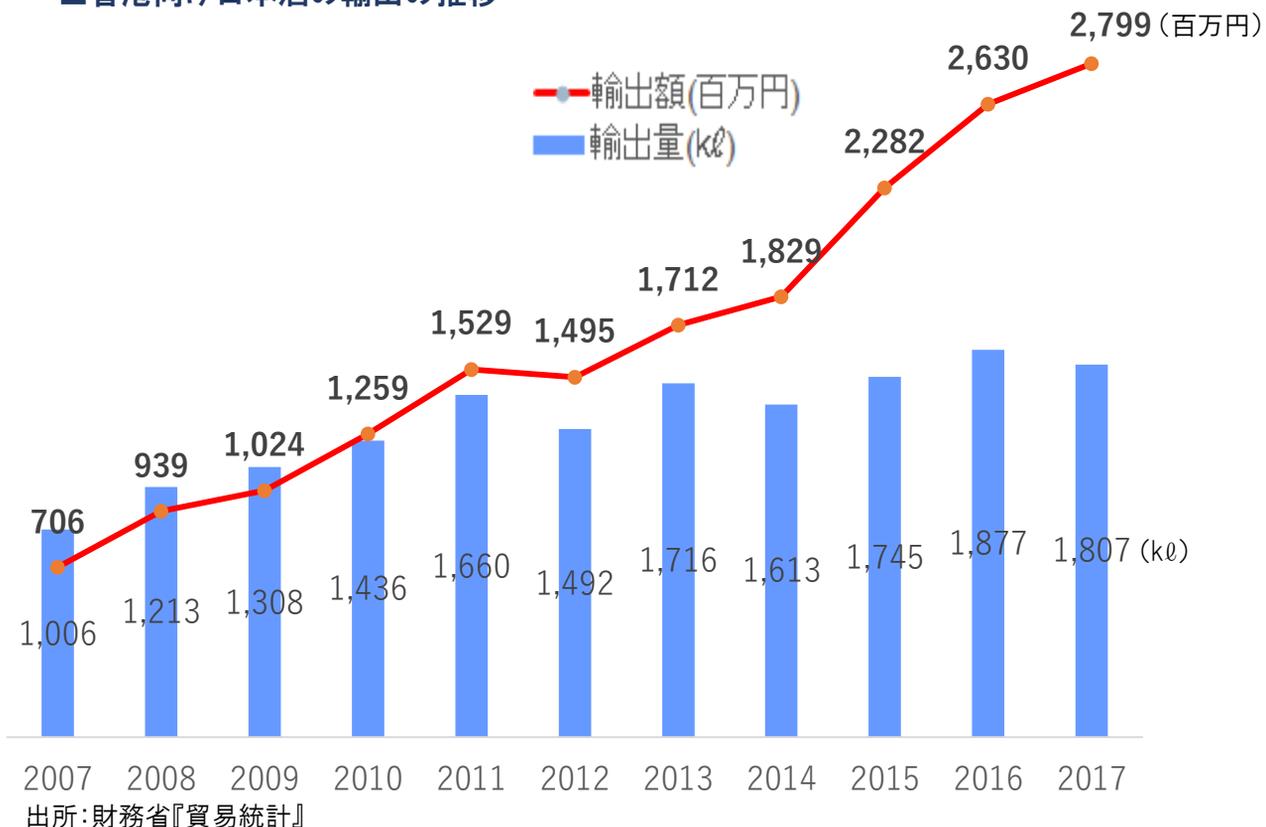
A

アルコール飲料の消費拡大で、日本からの輸出も増加傾向にあります。

香港では、2008年に30度以下のアルコールにかかわる物品税が撤廃されたことで、**アルコール飲料の消費が拡大**しています。

日本からの日本酒(清酒)の輸出金額も増加傾向にあり、2017年は、金額ベースで前年比6.4%増の27億9,900万円でした。数量ベースでは同3.7%減の1,807kℓだったため、単価の高い日本酒が売れていることがうかがえます。

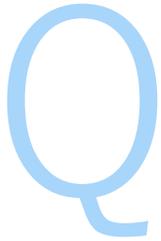
■香港向け日本酒の輸出の推移



参考サイト

ジェトロでは香港のマーケットに関する調査報告書をウェブサイトで公開しています。ご活用ください。

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/>



香港の日本酒の取り扱い状況を教えてください。

取り扱い銘柄は200以上。
消費の中心は日本食レストラン。

▶ 入手できる日本酒は200銘柄以上

現在香港で入手できる日本酒は**200銘柄以上**あり、同一銘柄でも何種類もの味が展開されています。また、日本でもなかなか手に入らないような銘柄が入手できる場合も少なくありません。

▶ 消費の中心は日本食レストラン

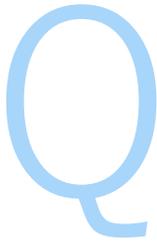
日本酒の消費の中心は香港内に**約1,280店**ある**日本食レストラン**です。なかでも、高級日本食レストランでは、さまざまな銘柄が取り揃えられています。商用で出張する人の多い香港では、日本食レストランが**接待の場**として使われることが多いため、高級日本食レストランには日本酒が豊富に取り揃えられているようです。

注文の仕方としては、一人の客がさまざまな種類の酒を試すのではなく、ある一定の選択肢から料理に合う一本を選ぶことが多いようです。酒ソムリエや利き酒師が店内にいる場合には、彼らのアドバイスを受けて注文することもあります。その際には、**大吟醸**や**純米大吟醸**といった高級感があり、品質の良い酒が好まれているようです。また、サイズは**720ml**がほとんどです。

▶ 大手メーカーの日本酒が中心

香港の飲食店の6割を占める中華レストランには日本酒がある店もあるものの、銘柄のほとんどが日本の大手メーカーの日本酒です。

小売店では、日系および現地系スーパーマーケットで日本酒コーナーが充実しています。



香港で人気のある日本の酒を教えてください。



男性には大吟醸、女性には梅酒や果実酒が人気。

▶ 男性には大吟醸、女性には梅酒や果実酒が人気

男性客には、純米大吟醸、大吟醸をはじめ、フレッシュ感のある生原酒などに人気があります。

女性客には梅酒が人気で、果肉入りや黒糖入り、微発泡など、さまざまなバリエーションがみられます。また、ゆず、みかん、レモン、かぼすなど柑橘系のリキュールや、香港人の好むぶどうやももの果実酒などに人気があります。梅酒の場合、果肉の多いもの、梅の香りが豊かなものが好まれています。

Topic

どのようなラベルに人気があるか

レストランや輸入・卸業者へのヒアリングによると、香港人向けには、漢字やひらがなでも受け入れられやすいようです。香港人は漢字を読むことができ、ラベルに日本語が入っていると本物感があり、好評だとも言われています。

ただし、小売店やホテルにおいては、英語圏のお客様もいるため、英語併記が推奨されます。

また、湿度が高いため、リーファーコンテナからお店の冷蔵庫に到着するまでに、ラベルがはがれてしまうリスクがあり、注意をする必要があります。

A large red circle graphic containing the title text.

香港向け 輸出の 留意点

香港の小売店と直接取引はできますか？

輸入業者を通じての取引が一般的です。

▶ 香港向け輸出では、輸入業者が重要な位置づけ

香港での小売業の流通は、一般的に、**輸入業者→小売業者→消費者**という単純な構造で、輸入業者と小売業者の間に卸売業者を介することはほとんどありません。

香港の百貨店や量販店のような小売業者が日本から日本酒を輸入する際は、香港の輸入業者に日本への商品の発注、通関手続き、香港内での運搬などの業務をすべて一任することが一般的です。つまり、香港の百貨店や量販店は輸入業者だけと取引し、日本側の詳しい流通経路や流通コストをあまり把握していません。

日本酒を専門に取り扱う小売業者のなかには、日本の生産者と直接取引をしているケースもあります。その場合、運搬にかかる手配と手続きを輸入業者に業務委託(手数料払い方式)をして、商品を仕入れています。しかし、このようなケースはごくわずかです。

Topic

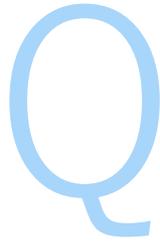
現地での温度管理も重要



日本酒専用の冷蔵庫(香港市内のスーパーマーケットにて)

日本酒の品質保持のために、リーファーコンテナで輸送をしても、現地の輸入業者や小売店で温度管理がされていないケースがあります(最近では、高級酒を冷蔵保存するスーパーマーケットも見掛けるようになってきました)。輸入業者との契約時に注意事項として伝えるなど、対策が必要です。

また、品質管理をしっかりとしている卸売業者と組むことも大切です。



ラベルなどの表示にきまりはありますか。



**消費者保護のため、以下の
実施規定が制定されています。**

香港特別行政区では消費者保護のため、形式が種々雑多になっているラベル表示に明瞭性と統一性を求め、2005年2月、実施規定(a code of practice)を制定し、酒販業界に自主的な指針として使用するよう勧めています。実施規定の内容は、下記の通りとなります。

1. アルコール度数またはその範囲

アラビア数字を使用しなければなりません。

2. 製品名

アルコール度1.2%超のアルコール飲料の名称を英語、中国語または両言語一緒にラベルに記載するように推奨されています。

3. 製造者または包装業者の名前と住所

英語、中国語または両言語一緒にラベルに記載するように推奨されています。

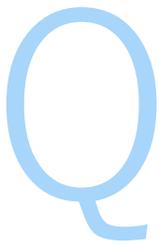
4. 賞味期限

アラビア数字を使用し、年月日の順序がはっきりと分かるよう、その順序を英語(“YY”“MM”“DD”など)、中国語(“年”“月”“日”)の両方で付記しなければなりません。

ただし、ワインその他アルコール度10%以上の飲料は賞味期限のラベル表示を免除されています。

参考サイト

独立行政法人酒類総合研究所
『日本酒ラベルの用語辞典』
<http://www.nrib.go.jp/sake/nlziten.htm>



日本から香港の小売店に届くまでには、何日くらいかかりますか？



生産者が商品を出荷してから約10日で小売店に届きます。

▶ 流通にかかる時間のイメージ

香港の輸入業者と小売業者の間には、卸売業者を介することがほとんどありません。そのため、百貨店や量販店が輸入業者へ商品を発注後、日本の生産者が商品を出荷してから香港の小売店舗に納品されるまでの日数は約10日ほどです。

日本の生産者と直接取引を行う場合は、日本国内と香港で卸売業者の仲介なしで取引することから、百貨店や量販店に比べて流通日数が約2日短縮され、8日間で届けられます。

JETRO

香港

日本酒の流通経路・時間

表1. 流通（物流）経路、時間、および商慣習

| 百貨店 | | | 量販店 | | | 酒専門店(卸売兼小売) | | |
|--------------------------------|------|--|--|------|---------------------------------|-------------------------------|------|--|
| 流通経路 | 所要日数 | 備考 | 流通経路 | 所要日数 | 備考 | 流通経路 | 所要日数 | 備考 |
| 生産者(蔵元) ↓ 輸出商社 (指定倉庫) | | 当小売店では香港輸入商社との取引のみしか把握していないため、日本での流通日数等の詳細は把握していない | 生産者(蔵元) ↓ 船会社 (指定倉庫) | 2日 | 蔵元へ注文が入ってから、香港の小売店へ届けられるまで約14日間 | 生産者(蔵元) ↓ 船会社 (指定倉庫) | 1日 | |
| 輸出商社 (指定倉庫) ↓ 輸送(海運) | | | 船会社 (指定倉庫) ↓ 検疫・船積み [全国の貿易港] | 1日 | | 輸送(海運) | 3日 | 日本→香港間の海運日数(4日間の場合もある) |
| 輸送(海運) | 4日 | 月に2回の頻度で、当社で取り扱う日本酒が香港の港に輸入される。取扱いの輸入業者、日本の出発港はさまざま。 | 輸送(海運) | 4日 | | 通関[香港] ↓ 輸入業者 | 1日 | ・輸入業者が指定の船会社を使用 ・輸入業者へは、運搬委託のみ(運搬手数料のみ) |
| 通関[香港] ↓ 輸入業者 (指定倉庫) | 1日 | | 通関[香港] ↓ 輸入業者 | 1日 | | 輸入業者 ↓ 卸売兼小売業 | 1日 | |
| 輸入業者 (指定倉庫) ↓ 百貨店(店舗) | 1日 | | 輸入業者 ↓ 量販店 | 2日 | | 卸売兼小売業 ↓ 小売業者 または飲食店 | 2日 | ・小売業者または飲食店に対して週に2回、配送 ・自社の小売店は、毎日営業 |
| 百貨店(店舗) ↓ 消費者 | 1日 | | 量販店 ↓ 消費者 | 1日 | | 小売業者 ↓ 一般消費者 | 1日 | |

(注) 酒専門店のケースでは、生産者(蔵元)と直接取引(契約)の上、運搬のみを輸入業者および輸入業者指定の船会社に業務委託。運搬手数料を輸入業者および船会社に支払っている。

(資料) 百貨店および量販店の購買担当者、酒専門店へのヒアリングによりジェトロ香港事務所作成

香港

日本酒の流通費用（百貨店・専門店）

表2. 流通（物流）費用

| 場面 | 百貨店 | | | | 商慣習等 | 場面 | 量販店 | | | | 商慣習等 | |
|-----------------------|------|------------|------|---------------------------|---|---------------------------|------|-------------|-------------------|--|---------|--|
| | コスト | | | | | | コスト | | | | | |
| | 項目 | (税)率等 | 計算内容 | 輸入価額=100 | | | 項目 | (税)率等 | 計算内容 | 輸入価額=100 | | |
| 生産者(蔵元) ↓ 輸出商社 | | | | | 生産者～輸入業者までの 上乗せ単価は不明 | 生産者(蔵元) ↓ 船会社(指定倉庫) | | | | 小売業者は、日本からの 輸入を香港の輸入業者に 一任していることから、国内 商流および通関業務を把 握していないのが現状 | | |
| 輸出商社 ↓ 輸出通関(日本) | | | | 船会社(指定倉庫) ↓ 通関(日本) | | | | | | | | |
| 輸入通関(香港) ↓ 輸入業者 | 基本関税 | 0 | | 100 | 関税ゼロ | 通関(香港) ↓ 輸入業者 | 基本関税 | 0 | | 100 | 関税ゼロ | |
| 輸入業者 ↓ 百貨店(店舗) | マージン | Y% | | 100(1+Y/100) | 店舗までの輸送費込みでの 価格にて、商品を仕入れる | 輸入業者 ↓ 小売店 | マージン | 25 (30)% | 100X 1.25(1.3) | | 125-130 | |
| 百貨店(店舗) ↓ 消費者 | マージン | 20～ 30% | | 100(1+Y/100) X1.2(1.3) | 輸入業者が小売業者へ出 荷する際には提示された 価格にて店頭販売する小 売希望価格(指定価格)を 提示 | 小売店 ↓ 一般消費者 | マージン | 20% | 125(130) X1.2 | | 150-156 | |

(注) 表は複数の業者へのヒアリングにより概要をまとめたものであり、全ての業者に当てはまるものではなく、また表で記されている諸費用を全て網羅しているわけではない。

(資料) 百貨店および量販店の購買担当へのヒアリングよりジェトロ香港事務所作成

香港

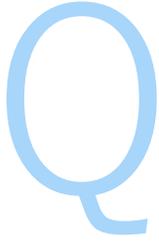
日本酒の流通費用（酒専門店）

表3. 流通（物流）費用

| 場面 | コスト | | 商慣習等 |
|--|--------------------------------------|-------------|--|
| | 項目 | (税)率等 | |
| 輸出形態 ロット | 海上コンテナ(混載) 1取引あたり約1,000本(約7/ロット分) | | |
| 生産者(蔵元) ↓ 船会社(指定倉庫) ↓ 船会社(指定倉庫) ↓ 通関(日本) | | | 船会社の指定倉庫まで運搬(運搬費用は蔵元にて負担) |
| 通関(香港) ↓ 輸入業者 | 基本関税 | 0 | 関税ゼロ |
| | 通関手数料 | | 1取引あたり30,000円 |
| 輸入業者 ↓ 卸売兼小売 | 輸送費 (船賃+香港内運搬) | | ・ 国内卸売業者の仕入価格と同額で仕入れる ・ 大体1取引あたり1,000本で5万5,000円の運送料(日本の港～当社で受け取りまで)を運送委託している輸入業者に支払う |
| 卸売兼小売 ↓ 小売業者、飲食店または一般消費者 | マージン | 20～ 100% | ・ 飲食店や小売業者に出荷する場合、蔵元からの仕入価額に25～30%を上乗せ。 ・ 消費者に直接販売する場合は、50%を上乗せ。また、なかなか手に入らない銘柄は100%を上乗せ(仕入れ値の2倍) |

(注) 表は酒専門店へのヒアリングにより概要をまとめたものであり、全ての業者に当てはまるものではなく、また表で記されている諸費用を全て網羅しているわけではない。

(資料) 酒専門店へのヒアリングよりジェトロ香港事務所作成



現地での輸入手続きと、輸出者として留意すべき事項があれば教えてください。



現地では以下の手続きが必要となります。

1. 通関手続きを行います

輸入ライセンスの取得後、同酒類の輸入の度に、税関に保税倉庫からの移動許可(Removal Permit)を申請し、通常の輸入通関手続きを行います。その際の必要書類は、積荷目録、B/L(船荷証券)、インボイス等と輸入ライセンス並びにRemoval Permitです。

「ワインおよびアルコール度数30%以下の酒類」の輸入は免税扱いです。輸入に際し、商品の輸入・保管・移動のためのライセンス・許可取得の必要はありません。なお、貨物のスムーズな通関のために、**輸出者は、インボイスに酒類のタイプとアルコール度数を明記する必要があります。**

(参考)

香港では、「アルコール度数30%を超える酒類(ブランデー、ウイスキー、ジン、ラム、ウォッカなど)」を含む物品税課税品目を輸入する際は、輸入ライセンス(Import License)の取得が必要です。

また、同酒類を含む物品税課税品目の保管を行う場所を設けるにあたっては倉庫ライセンス(Warehouse License)の取得が必要になります。

ライセンスは香港税関(Customs and Excise Department)に申請します。申請者が法人の場合、法人の責任者は香港居住者(IDカード保有者)に限られ、また商業登記証や賃貸契約書等の提示も求められます。ちなみに、**日本酒は輸入許可は不要です。**

参考サイト

香港税関: <http://www.customs.gov.hk>

食品安全センター: <http://www.cfs.gov.hk/eindex.html>

香港食物環境衛生署: <http://www.fehd.gov.hk>

酒類免許委員会:

http://www.fehd.gov.hk/english/LLB_web/llb_index.html



2. 税関申告書を提出しなければなりません

通関申告免除物品を除き、いかなる場合も物品の輸入または輸出後14日以内に正確で記載漏れのない税関申告書を提出しなければなりません。

商品の輸入後14日以内に必要な税関申告書を提出できない者は、下記表のとおり商品総価額と申告時期によって、税関申告時に罰金が科されます。

税関申告書1件あたりの商品総価額が2万香港ドル以下の場合、

- a. 商品輸入後1カ月＋14日以内に申告：20香港ドルの罰金
- b. 商品輸入後2カ月＋14日以内に申告：40香港ドルの罰金
- c. 商品輸入後2カ月＋14日以降に申告：100香港ドルの罰金

税関申告書1件あたりの商品総価額が2万香港ドルを超える場合は、上記各期間の罰金は2倍の40香港ドル、80香港ドル、200香港ドルとなります。

食品項目の輸入申告税は、商品価額にかかわらず、税関申告書1件につき0.2香港ドルとします。

3. 輸出入陳述書の添付が必要です

輸入（船積、空港貨物）商品はすべて、輸出入陳述書を添付しなければなりません。輸入商品に課税商品を含まない場合も、その旨を明記した陳述書を添付します。輸出入陳述書の添付は、課税商品法令106条により義務付けられています。

（参考）

香港経由で中国に輸出するワインについては、通関の効率化を図るため、香港税関と中国税関総署は2010年2月9日に「香港特別行政区を経由し中国へ輸出するワインに通関・徴税の便宜を図る措置に関する協力『通関・徴税の便宜について』」を締結しました。「通関・徴税の便宜について」は、香港の「ワイン登録輸出業者」が輸出し、指定された中国の港を経由して中国の「ワイン登録輸入業者」に輸入されるワインに適用されます。深圳港を試験港として実施しています。

Q 輸入関税、その他諸税について教えてください。

A 輸入関税はありませんが、物品税の対象となる場合があります。

香港では輸入関税はありませんが、物品税の対象となる場合があります。

2008年2月27日より酒類の物品税法が改正され、アルコール度数30%超のものには100%の物品税が課せられ、ワインおよびアルコール度数 30%以下のものは、免税となりました。

しかし、必要書類や資料不足の場合、12リットルに満たない酒類に対しては一律1リットル当たり160香港ドルの税率で税額を評定することができますと規定されています。

Topic

食品のトレーサビリティ

香港政府は食品安全法の導入を計画しており、輸入食品による事故に対応して早急に問題食品の追跡ができるよう、全食品の輸入者と卸売業者に対し、「法制定前の自発的登録計画 (Pre-Statutory Voluntary Registration Scheme)」を段階的に実行しています。

アルコール飲料の輸入業者と卸売業者は2008年8月より会社名、登録番号、住所、担当者名等を含む事業詳細を食品安全センター (Center for Food Safety) に届け出るよう強く勧められています。

Q 香港で短期商用活動を行う際の注意点を教えてください。

A 香港で短期商用活動を行う際の就労ビザ取得に関して注意が必要です。

香港においては、「訪問ビザ」で可能な商用活動の範囲はきわめて限定されており、何らかの商用活動を行う場合には、期間の長短及び報酬の有無にかかわらず「就労ビザ」を取得する必要があります。

香港の入境事務處は、抜き打ち的に取締を行っており、仮に「就労ビザ」を取得することなく商用活動と見なされる活動を行っていると思われる場合には、「入境条例」違反にて逮捕・拘留される可能性があります。また、当該本人の雇用主も同様に「入境条例」違反となります。

つきましては、下記1のとおり、香港の訪問ビザにて可能なビジネス活動は限定的であることに十分留意した上で、香港において「就労」と見なされる可能性のある活動を行う場合、あるいはそのような活動を行う物を雇用する場合には、「入境条例」違反とならないよう十分注意してください。

1 訪問ビザで可能なビジネスに関連する活動内容

(※英文は、香港入境事務處ホームページより抜粋、日本語文は在香港日本国総領事館にて仮訳したもの)

- (1) 契約の締結、入札への参加
concluding contracts or submitting tenders
- (2) 商品や設備の梱包・設置に係る検査・監督
examining or supervising the installation/packaging of goods or equipment
- (3) 展示会や貿易見本市への参加(一般大衆に対し、直接的に商品の販売やサービスの提供を行う行為、及び、展示ブースの設置作業は除く)
participating in exhibitions or trade fairs (except selling goods or supplying services direct to the general public, or constructing exhibition booths)
- (4) 賠償履行及びその他民事訴訟
settling compensation or other civil proceedings
- (5) 商品説明会への参加
participating in product orientation
- (6) 短期セミナーやその他のビジネス会議への出席
attending short-term seminars or other business meetings

2 罰則規定

- (1) 不法就労(不法就労した本人)
罰金5万香港ドル及び2年の禁固(香港入境条例第41条)
- (2) 不法就労助長(不法就労させた雇用者)
罰金35万香港ドル及び3年の禁固(香港入境条例第17 I 条)



香港で短期商用活動を行う際の注意点を教えてください。

3 ビザの可否や申請手続きに関するお問合せ先

以下のHPをご参照いただくとともに、個別・具体的な事案に関しましては、直接、駐日中国大使館・総領事館又は香港入境事務處(電話番号:852-2824-1551、E-mail: anti_crime@immd.gov.hk)へお問合せください。

(駐日中国大使館サイト)

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lsfu/hzqzyw/>

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/xgljs/zlsg/>

(香港特別行政区政府入境事務處サイト)(英語、中国語)

<http://www.immd.gov.hk/eng/index.html>

その他お問合せ先

在香港日本国総領事館

46-47/F One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong

電話:852-2522-1184

FAX :852-2868-0156

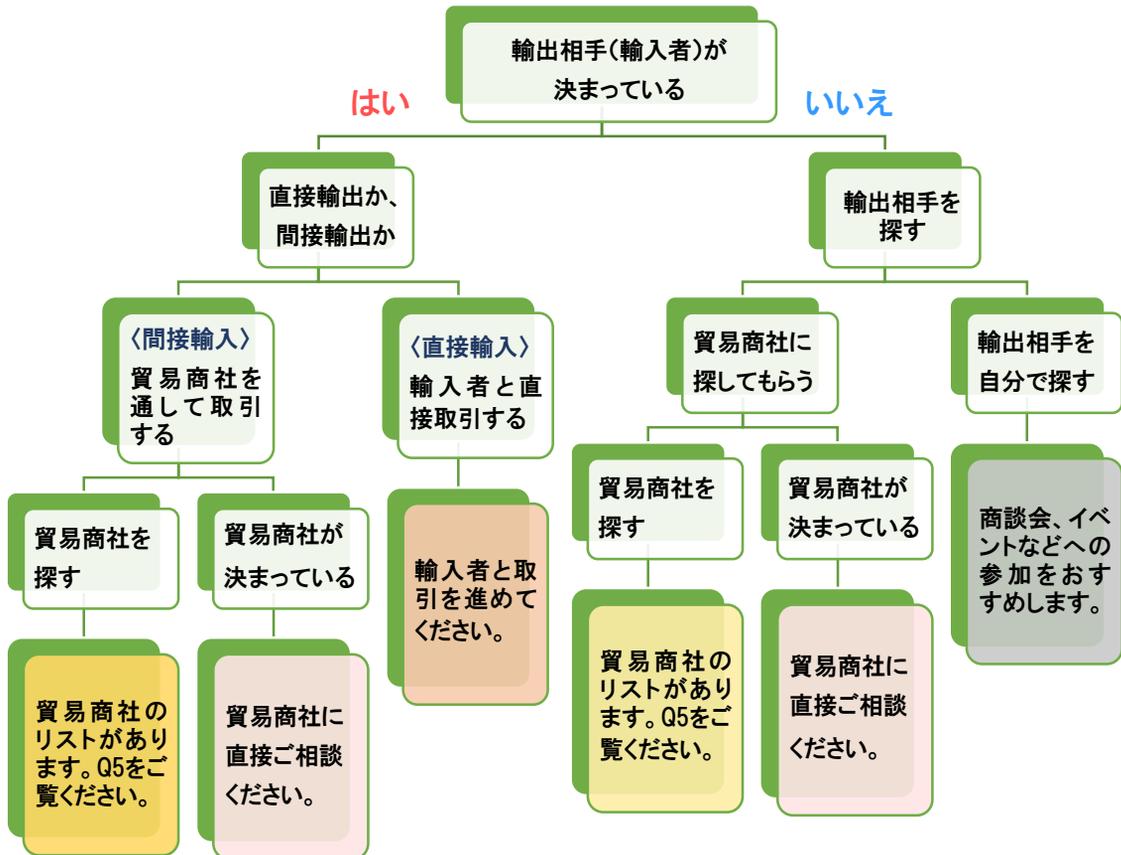


よくある
輸出の
Q&A

Q1 A

輸出をしたいけれど、
何から始めたらよいかわかりません。

フローチャートでみてみましょう。



初めての輸出、
うまくいか
心配です…

貿易商社を通しての取引をおすすめします。

初めての輸出であれば、貿易商社を通しての**間接輸出**をおすすめします。貿易商社を通さずに直接輸出する場合、現地の言語もしくは英語での交渉が必須となり、相応の社内体制と人材が必要となります。また、海外からの代金回収にはリスクを伴います。

間接輸出であれば、国内の貿易商社との受発注で、代金も国内決済です。まずは、間接取引で慣れてから、直接取引を考えてみるとよいでしょう。

Q² A

輸出の流れを教えてください。

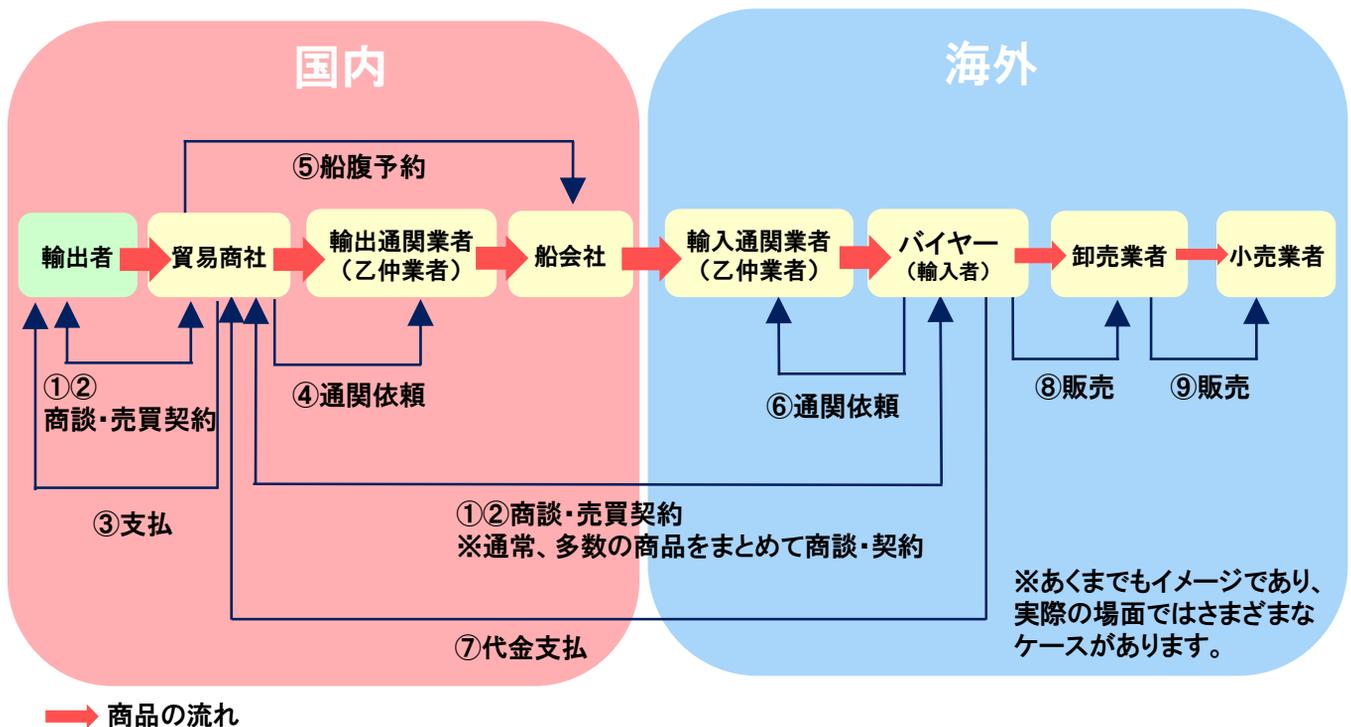
貿易商社を通す場合と、通さない場合で異なります。

▶ 間接輸出(貿易商社を通して行う場合)

貿易商社を通して輸出を行う場合、日本側の輸出者は①日本の貿易商社と商談を行い、②売買契約を結びます。貿易商社もまた、①海外のバイヤー(インポーター)と商談を行い、②売買契約を結びます。二つの商談および売買契約のタイミングは、ケースによってさまざまです。

③貿易商社から輸出者に商品の代金が支払われます。貿易商社は輸出通関業者(乙仲業者)に④通関依頼を行います。また、⑤船会社に船腹予約を行います。

現地に貨物が到着したところで、バイヤーから現地の輸入通関業者に⑥通関依頼が行われ、バイヤーから⑧卸売業者、⑨小売業者へと商品が販売されます。⑦代金は、バイヤーから貿易商社に支払われます。



注)バイヤーと商談成約後に、バイヤーから日本国内の貿易商社を指定されるケースも多い。

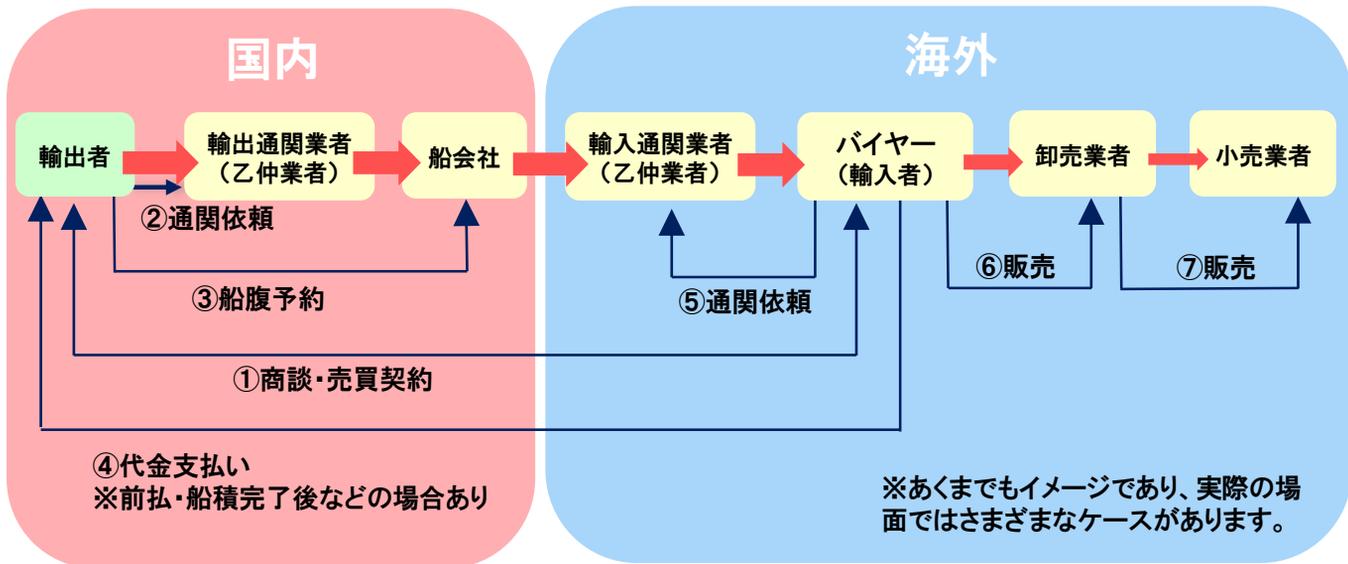
「直接輸出」については次頁 ▶

▶ 直接輸出(貿易商社を通さない場合)

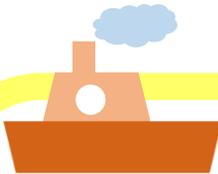
貿易商社を通さずに輸出を行う場合、①日本側の輸出者は海外のバイヤー(輸入者)と商談を行います。売買契約が成立したところで、②輸出者は輸出通関業者(乙仲業者)に通関依頼を行い、③船会社に船腹予約を行います。

④支払いのタイミングはさまざまですが、通常、前払い、もしくは船積み完了後にバイヤーから輸出者に代金が支払われます。

現地に貨物が到着したところで、⑤バイヤーから現地の輸入通関業者に通関依頼が行われ、バイヤーから⑥卸売業者、⑦小売業者へと商品が販売されます。



→ 商品の流れ



船腹の予約

船腹の予約の際には、使用するコンテナの種類を決めなければなりません。酒類の輸送に使われるコンテナには、「ドライコンテナ」と「リーファーコンテナ」があります。

ドライコンテナは一般的なコンテナで、価格はリーファーコンテナに比べ安いのですが、温度管理はできません。

リーファーコンテナは、コンテナ内部に冷凍機がついており、壁には断熱材が入っています。冷凍機と断熱材の厚みの分、ドライコンテナより内寸が狭くなっていますが、一定の温度で貨物を運ぶことができます。

商品の品質保持のためには、リーファーコンテナが有効ですが、仕向け地や輸送コストとの兼ね合いによります。

Q3 A

輸出手続きに必要な書類を教えてください。

以下の書類が必要です。

- 輸出申告書
- コマーシャル・インボイス(商業送り状)
- パッキングリスト(梱包明細書)
- シッピング・インストラクション(船積依頼書)
- 委任状
- ブッキングリスト(船腹予約書)
- その他

海上貨物保険などを付保する際は、その申込書が必要となります。

間接輸出

貿易会社を通しての間接輸出の場合、書類のほとんどは貿易会社が用意することになります。ただし、原材料や輸出する貨物の個数、重量、容積など、製品に関する情報は貿易会社にはわからないため、情報の提供が求められます。

直接輸出

貿易会社を通さず直接輸出する場合は、書類の作成から船腹の予約、通関業者への依頼をすべて輸出者が行います。

□ 輸出申告書

日本から海外に貨物を輸出する際に税関に提出する書類です。書類の受理によって輸出許可を得ます。

□ コマーシャル・インボイス(商業送り状)

日本語で言うと「送り状」または「仕入書」です。この書類は輸出通関時に輸出申告書と一緒に税関に提出する必要があります(関税法第68条第1項)。そして、関税法施行令第60条第1項では「仕入書への記載事項」が、以下のように定められています。

- ① 当該貨物の記号、② 番号、③ 品名、④ 品種、⑤ 数量および価格、⑥ 当該貨物の仕入書の作成地、⑦ 作成の年月日、⑧ 仕向地および仕向人

このほか、一般に記載すべき内容としては、輸出者名・住所、輸入者名・住所、船名、出港予定日、出港場所、入港場所、契約条件(インコタームズに基づくものなど)、支払方法などです。

□ パッキングリスト(梱包明細書)

日本語で言うと「梱包明細書」です。これは船積み明細ともよばれ、輸出する貨物の個数、重量、容積(立方米)等が記載されています。法律上では税関提出書類とはされていませんが、商慣習上では添付するのが一般的です。

また、関税法68条第2項で「仕入書だけで輸入貨物の課税標準(関税・消費税の計算根拠)を決定することが困難なときは、税関は必要な書類を提出させることができる」と規定されています。輸出書類に関しても、この規定が準用されますので、最初から用意しておいたほうがよいでしょう。

□ シッピング・インストラクション(船積依頼書)

Bill of Lading(船荷証券:B/L)もしくは、Air Waybill(航空貨物運送状)を作成するための情報として、通関業者から指定された内容を通関業者が指定した書式、もしくは任意の書式に記載します。この書式のことをシッピング・インストラクションといいます。この情報をもとにB/LやAir Waybillが作成されるので、間違いのないよう十分注意をして作成してください。

□ 委任状

通関業者と初めて取引を行うときに用意すべき書類です。通関業法第22条第1項では、通関業者は通関業務に際して帳簿類を設けることが明記されており、かつ、それらを一定期間保存することが義務付けられています。その帳簿の一つとして、通関業法施行令第8条第2項第2号で、「通関業者は通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類」があげられています。そのために通関業者は任意の書式で「委任状」を顧客(輸出入通関を依頼した者)より取得しています。

□ プッキングリスト(船腹予約書)

船腹の予約をする際に提出します。

HSコードって
何ですか？

HSは商品につけられた世界共通の「背番号」

「HSコード」とは、ありとあらゆる商品の名称および分類を世界的に統一する目的で作られた6桁のコード番号のことで、日本語では「輸出入統計品目番号」「関税番号」「税番」などとよばれます。6桁の数字は世界共通の番号で、さらに細かい分類は国によって異なります。例えば、日本から輸出する際の清酒のHSコードは「2206.00-200」、ですが、米国で日本酒を輸入する際は「2206.00-4500」、香港で輸入する際は「2206-00-90」が使われます。

実務面においては、通関時にHSコードを特定する必要があります。また、輸出の場合、輸入者が当該国の輸入税額を特定するために、輸出者に6桁のHSコードを尋ねてくる可能性があります。

HSの分類改訂は、時代の流れに沿って、ほぼ5年ごとに定期的に見直しが行われます。

Q4 酒類の輸出には免許が必要ですか？

A 酒類の輸出には「輸出酒類卸売業免許」が必要です

酒類の直接輸出には、「輸出酒類卸売業免許」が必要になります。輸出酒類卸売業免許については、税務署の酒類指導官にお問い合わせください。
(注)酒類製造者が自ら製造した酒類を輸出する場合には、この免許は必要ありません。

Q5 貿易商社や輸出相手はどのように探したらよいでしょうか。

A 展示会、商談会などの参加が有効です。

輸出相手、貿易商社などが決まっていない場合は、国内外のバイヤーが集まる展示会・商談会などへの参加が有効です。
また、ジェトロが取りまとめたジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リストも活用できます。

●ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html

Q6 輸出免税があると聞いたのですが。 **A 輸出のために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続きにより酒税が免除されます。**

酒類製造者が自ら輸出、または輸出業者を通じて輸出するために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続きにより酒税が免除されます。

当該酒類に係る酒税が免除されるためには、所轄税務署に対し、次の要件を満たした酒税納税申告書の提出が必要です。

- ① 期限内申告であること。
- ② 申告書に輸出(未納税移出)した酒類の税率適用区分、数量等を記載した酒類の明細書等を添付すること。

なお、諸手続きは、**製造者が自ら輸出する場合と、輸出業者を通じて輸出する場合で異なります**。詳しくは、税務署の酒類指導官にお問い合わせください。

● 国税庁『酒類の輸出免税等の手続きについて』
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sake/01.pdf>

直接輸出に関するQ&A

Q7 輸出通関業者(乙仲業者)を探す方法を教えてください。

A **日本通関業連合会の検索システムが便利です。**

日本通関業連合会のインターネット検索システムでは、通関手続きを行う輸出貨物の出荷港(海港、空港)や品目から通関業者の検索ができます。

通関業者検索システム

<http://www.tsukangyo.or.jp/search/>

Q8 通貨の違いによるリスクはありますか？

A **直接輸出の場合は為替変動のリスクがあります。**

自国通貨と異なる通貨で取引する場合、自国通貨へ交換する際の外国為替相場は日々変動するため、為替の変動リスクが発生します。特に相場の変動が激しい場合は、売買の利益がなくなる可能性もあるため、あらかじめリスクの回避策を講じておく必要があります。方法としては、取引通貨を自国通貨とすることが確実ですが、それが難しい場合は、為替予約※などいくつかの方法があります。

※将来の一定期間に一定の為替相場(レート)で外貨を売買する契約。

Q9 代金をきちんと回収できるか心配です。

A **全額もしくは半額の前払いが安全です。**

貿易取引は、国内取引と違って、商品の授受と代金の支払いを同時に行うことは困難であり、時間差が生じます。したがって、後払いの場合は、輸出者が代金回収前に商品を出荷することになるため、代金を回収できないリスクを負うことになります。リスクを回避するためには、代金の全額もしくは半額を前払いでもらうことをおすすめします。

また、信用状を利用して銀行が代金の支払いを保証することで未払いのリスクを回避することもできますが、実際使われるケースは少ないようです。

Q¹⁰
A

**輸送時に商品が破損した場合の保障はありますか。
貨物海上保険を付保すれば損害をカバーできます。**

貿易取引は、一般的に国内取引に比べ輸送距離が長いため、運送に時間がかかるとともに運送上の事故による貨物の変質や損傷などの損害が生じるリスクも高くなります。このリスクを回避するために、貨物海上保険※を付保して損害をカバーすることが必要です。

付保する条件によりますが、万一貨物への損害が生じた場合は、通常CIF価格に10%の希望利益を加えた保険金額を限度として保険金の支払いを受けることができます。なお、貨物海上保険は輸出、輸入、三国間貿易を対象とし、航空貨物に関するものも含まれます。

付保する条件は、当該貨物が輸送中に遭遇するリスクに対して、必要十分なものとしなければなりません。また、自身のために保険をかけるのか、販売相手のために保険をかけるのか、売買条件によって異なってきますので、特にCIF、CIP条件での契約の場合は契約時に相手方と保険条件について十分つめておくことが必要です。

※貨物の海上輸送中の危険を担保する保険。



輸出の
ヒント

1 商談会、見本市などの イベントを活用しましょう

日本および世界各地で開催される商談会や見本市などのイベントは、国内外のバイヤーと出会うチャンスです。商談相手のバイヤーは、基本的に日本製品に興味があるので、自社製品の売り込みの場として最適です。自社製品に対するコメントや、市場の傾向、競合商品の動向をバイヤーから直接聞くことができます。また、時間、経費両面でも効果的といえます。



JETROの
取り組み

JETROでは、日本酒の輸出に関する商談会やイベントを開催しています。参加者の募集等はウェブサイトの「イベント情報（農林水産・食品）」に掲載されますので、ご確認ください。
<https://www.jetro.go.jp/industrytop/foods/>

- **SIAL CHINA (上海)**
中国最大級の食品・飲料見本市。
<http://www.sialchina.com/>
- **FHC CHINA (上海)**
中国で行われる大規模な国際食品見本市。
<http://www.fhcchina.com/en/>
- **FOOD EXPO (香港)**
香港最大の国際食品見本市。日本からの出展数は参加国中最大。
<http://m.hktdc.com/fair/hkfoodexpo-en/HKTDC-Food-Expo.html>
- **International Wine & Spirits Fair (香港)**
アジア最大級の酒類専門見本市。
<http://m.hktdc.com/fair/hkwinefair-en/HKTDC-Hong-Kong-International-Wine-and-Spirits-Fair.html?>
- **FOOD TAIPEI (台北)**
台湾最大の食品見本市。
<https://www.foodtaipei.com.tw/>
- **FOOD WEEK (ソウル)**
韓国最大の国際食品見本市。
<http://foodweek.co.kr/wp/>
- **Thaifex (バンコク)**
アジア最大規模の国際食品見本市。
<https://thaifexworldoffoodasia.com/>
- **EQUIPOTEL(サンパウロ)**
50年の歴史を持つ、南米で最大級のホテル・レストラン関連見本市。
<http://www.equipotel.com.br/>
- **SUMMER FANCY FOOD SHOW (ニューヨーク)**
米国東海岸最大級の総合食品見本市。
<https://www.specialtyfood.com/shows-events/>
- **WINTER FANCY FOOD SHOW (サンフランシスコ)**
日本食ユーザーが最も多い米国西海岸で最大級の食品見本市。
https://www.jetro.go.jp/j-messe/tradefair/WinterFancy_58872
- **PROWEIN (デュッセルドルフ)**
世界最大のワイン&スピリッツ見本市。
<https://www.prowein.com/>
- **SIAL (パリ)**
欧州最大級の食品・飲料見本市。日本からは、飲料、調味料、米を中心に出品されている。
<https://www.sialparis.fr/>
- **SIRHA (リヨン)**
欧州最大の外食見本市。
<http://www.sirha.com/>
- **BIOFACH (ニュルンベルク)**
欧州最大級のオーガニック見本市。
<https://www.biofach.de/>
- **IFE (ロンドン)**
英国最大の総合食品見本市。
<http://www.ife.co.uk/>

2 輸出に関するご質問は 相談窓口をご利用ください。

◆JETRO農林水産・食品輸出相談窓口(1/3)

| 事務所名 | 電話番号 | 所在地 |
|----------|--------------|---|
| 本部 | 03-3582-5646 | 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階 |
| 大阪本部 | 06-4705-8601 | 〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング29階 |
| JETRO北海道 | 011-261-7434 | 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階 |
| JETRO青森 | 017-734-2575 | 〒030-0802 青森県青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビル5F |
| JETRO盛岡 | 019-651-2359 | 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3階 |
| JETRO仙台 | 022-223-7484 | 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング18階 |
| JETRO秋田 | 018-865-8062 | 〒010-0951 秋田県秋田市山王2-1-40 田口ビル1F |
| JETRO山形 | 023-622-8225 | 〒990-0042 山形県山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル4階 |
| JETRO福島 | 024-947-9800 | 〒963-0115 福島県郡山市南2-52 ビッグパレットふくしま3F |
| JETRO茨城 | 029-300-2337 | 〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階 |
| JETRO栃木 | 028-670-2366 | 〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内2階 |
| JETRO関東 | 03-3582-4953 | 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階 |
| JETRO千葉 | 043-271-4100 | 〒261-7123 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン(WBG)マリブイースト23階 |
| JETRO横浜 | 045-222-3901 | 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル2階 |
| JETRO新潟 | 025-284-6991 | 〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル5F |
| JETRO山梨 | 055-220-2324 | 〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨4F |
| JETRO長野 | 026-227-6080 | 〒380-0936 長野県長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館1F |
| [同]諏訪支所 | 0266-52-3442 | 〒392-0021 長野県諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎5F |
| JETRO福井 | 0776-33-1661 | 〒918-8004 福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6F |

◆JETRO農林水産・食品輸出相談窓口 (2/3)

| 事務所名 | 電話番号 | 所在地 |
|----------|--------------|--|
| JETRO富山 | 076-444-7901 | 〒930-0866 富山県富山市高田527 情報ビル2F |
| JETRO金沢 | 076-268-9601 | 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館4F |
| JETRO岐阜 | 058-271-4910 | 〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館第一棟6階 |
| JETRO静岡 | 054-352-8643 | 〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5F |
| JETRO浜松 | 053-450-1021 | 〒432-8036 静岡県浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館5階 |
| JETRO名古屋 | 052-589-6210 | 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター18階 |
| JETRO三重 | 059-228-2647 | 〒514-0004 三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎2F |
| JETRO滋賀 | 0749-21-2450 | 〒522-0063 滋賀県彦根市中央町3-8 彦根商工会議所1階 |
| JETRO京都 | 075-325-5703 | 〒600-8813 京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都市リサーチパーク2号館2階 |
| JETRO神戸 | 078-231-3081 | 〒651-6591 兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センター4F |
| JETRO和歌山 | 073-425-7300 | 〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁東別館2階 |
| JETRO鳥取 | 0857-52-4335 | 〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構内 |
| JETRO松江 | 0852-27-3121 | 〒690-0826 島根県松江市学園南1-2-1 くにびきメッセ3F |
| JETRO岡山 | 086-224-0853 | 〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル8F |
| JETRO広島 | 082-535-2511 | 〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4F |
| JETRO山口 | 083-231-5022 | 〒750-0018 山口県下関市豊前田町3-3-1 海峡メッセ下関国際貿易ビル7F |
| JETRO徳島 | 088-657-6130 | 〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館3F |
| JETRO香川 | 087-851-9407 | 〒760-0017 香川県高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館5F |
| JETRO愛媛 | 089-952-0015 | 〒791-8057 愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ3F |
| JETRO高知 | 088-823-1320 | 〒780-0834 高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア6F |

◆ジェトロ農林水産・食品輸出相談窓口 (3/3)

| 事務所名 | 電話番号 | 所在地 |
|---------|--------------|--|
| ジェトロ福岡 | 092-741-8783 | 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-11-17 福岡ビル4階 |
| ジェトロ北九州 | 093-541-6577 | 〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル8F |
| ジェトロ佐賀 | 0952-28-9220 | 〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階 |
| ジェトロ長崎 | 095-823-7704 | 〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F |
| ジェトロ熊本 | 096-354-4211 | 〒860-0022 熊本県熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所3F |
| ジェトロ大分 | 097-513-1868 | 〒870-0037 大分県大分市東春日町17-19 大分ソフィアプラザビル4階 |
| ジェトロ宮崎 | 0985-61-4260 | 〒880-0811 宮崎県宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア壱番館(KITEN)3階 |
| ジェトロ鹿児島 | 099-226-9156 | 〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館6F |
| ジェトロ沖縄 | 098-859-7002 | 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター609号室 |

◆ 国税局窓口

各国税局酒税課(沖縄国税事務所においては間税課)へご相談ください(個別の免許相談については、最寄りの税務署の酒類指導官へお問合せください)。

| 事務所名 | 電話番号 (代表) | 所在地 |
|---------|--------------|---|
| 札幌国税局 | 011-231-5011 | 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 |
| 仙台国税局 | 022-263-1111 | 〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟 |
| 関東信越国税局 | 048-600-3111 | 〒330-9719 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 |
| 東京国税局 | 03-3542-2111 | 〒104-8449 中央区築地5丁目3番1号 |
| 金沢国税局 | 076-231-2131 | 〒920-8586 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 |
| 名古屋国税局 | 052-951-3511 | 〒460-8520 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎 |
| 大阪国税局 | 06-6941-5331 | 〒540-8541 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館 |
| 広島国税局 | 082-221-9211 | 〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館 |
| 高松国税局 | 087-831-3111 | 〒760-0018 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 |
| 福岡国税局 | 092-411-0031 | 〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎 |
| 熊本国税局 | 096-354-6171 | 〒860-8603 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟 |
| 沖縄国税事務所 | 098-867-3601 | 〒900-8554 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎 |

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご使用ください。ジェトロでは、可能な限り正確な情報の提供を心がけておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

日本酒輸出ハンドブック（香港編）

2018年3月作成
作成者：
ジェトロ 農林水産・食品部
国税庁 酒税課
（無断転載を禁じます）
